

税に関する手続きをひとりで



所得税等の確定申告会場が 税務署に開設されます

申告書の作成には時間を要しますので、なるべくお早めにお越しください。会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがあります。

また、確定申告書には申告する方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

期間 2月18日(月)～3月15日(金)の午前9時～午後4時
※ 土曜・日曜・祝日は閉庁日のため受付なし。
会場 函館税務署(中島町37番1号) ☎31・3171

確定申告書の作成について

31年1月から、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

■**スマホで見やすい専用画面**
 給与所得者(年末調整済み)で、「医療費控除」またはふるさと納税などの「寄附金控除」を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

■**ID・パスワード方式**

手続き完了

マイナンバーカードがなくても電子申告ができます。(事前に届出が必要です。)

詳しいことは函館税務署(☎31・3171)または国税庁のHPをご覧ください。
HP <http://www.nta.go.jp/>

確定申告などに必要な 証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル(☎0570・003・004)にお問合せください。なお、昨年10月2日～12月31日に初めて保険料を納付された方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

▽**後期高齢者医療保険料**
 30年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書を送付します。

▽国民年金課

お問合せ 国保年金課

年末調整関係書類の提出

30年分の年末調整関係書類(総括表、給与支払報告書等)の提出期限は1月31日(休)です。

31年1月1日現在、函館市に住所がある方に対し、30年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

※ **住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。**

▽1月11日(金)までは市役所2階市民税担当11番窓口で受付

▽1月15日(火)から1月31日(木)までは市役所8階第2会議室で受付

▽期間中は、東部4支所でも受付します。

お問合せ 税務室市民税担当 ☎21・3211

固定資産(償却資産)の申告

31年1月1日現在、函館市内に償却資産(会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産)を所有している方は、その内容を1月31日(休)までに申告してください。電子申告もご利用できます。

お問合せ 税務室資産税担当 ☎21・3231

給与支払報告書等の 電子申告ができます

市では地方税ポータルシステムeLTAx(エルタックス)を導入しており、自宅や事業所のパソコンからインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告が可能です。詳しいことは(一社)地方税電子化協議会(☎0570・081・459)のHPをご覧ください。
HP <http://www.eltax.jp/>

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

31年度市・道民税課税分より適用される配偶者控除および配偶者特別控除が見直しされることとなりました。

合計所得が1千万円を超える納税義務者については、配偶者控除が適用されなくなります。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が拡大されます。

詳しくは表1のとおりです。
 お問合せ 税務室市民税担当 ☎21・3213

表1 配偶者控除と配偶者特別控除一覧表

(単位：万円)

納税義務者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額											
		~38 同一生計配偶者	~85	~90	~95	~100	~105	~110	~115	~120	~123	123超	
		配偶者控除	配偶者特別控除										
~900	一般	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	0	
	老人	38											
	~950	一般	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	0
		老人	26										
~1,000	一般	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	0	
	老人	13											

納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除と配偶者特別控除は適用されません。なお、1,000万円を超えても障害者控除については適用することができます。